

役員選任規約

第 1 条 定款第 25 条による総会における役員の選任に関してこの規約に定める。

第 2 条 役員の選挙区分は、理事は以下の区分を設けて行う。監事は選挙区分を設けない。

(1) 全体区分

(2) 地域区分

2 前項に定める区分の選挙区及び選出方法については、その都度理事会で定める。

第 3 条 理事長は、理事会の議決をふまえ役員の選挙を行う総会の会日の 30 日前までに選挙する理事及び監事の数、並びに区分選挙区ごとに理事会で定める各区分選挙員数を記載して公告しなければならない。

第 4 条 理事会は総会の会日の 30 日前までに次の各号により選出された役員選考委員をもって構成する役員選考委員会を設置する。

(1) 各区分選挙区より選出された者各 1 名

(2) 理事会において選出された理事 2 名

第 5 条 役員選考委員会は、以下を行う。

(1) 各区分選挙区からの立候補者及び推薦者の受付

(2) 総会に提案する役員候補者の選考

第 6 条 役員選考委員会は、会員からの立候補者及び推薦された者並びに理事会において推薦された者から役員候補者を選考する。

2 立候補の届出を行うについては、会員である組合の推薦を要する。

第 7 条 総会は、役員選考委員会の提出した役員候補者名簿により役員選挙を行う。

2 選挙の方法は、挙手によるものとし、出席者全員の同意をもって当選人とする。

第 8 条 当選者が定まったときは、役員選考委員会は直ちに当選者に当選の旨を通知し、同時に当選者の氏名を明示しなければならない。

2 当選した者は、当選決定の日から 5 日以内に、理事会に役員就任承諾書を提出することとする。

第 9 条 この規約に定めのない事項については、その都度、総会において決定する。

第 10 条 この規約の改廃は、総会において行なう。

第 11 条 この規約は、2026 年 6 月 23 日より実施する。